

役員報酬等及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ブライダル文化振興協会(以下、「本協会」という。)の定款第25条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規定において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事および監事のうち本協会を主たる勤務場所とし、本協会業務に年間を通じて平均週3日以上携わるものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他のほかの職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、日当、及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤の理事及び監事の報酬

- イ) 常勤の理事 月額 1,000,000円以内
- ロ) 常勤の監事 月額 700,000円以内

3 非常勤の理事及び監事の報酬

- 非常勤の理事:本協会より特別の任務として講師及び原稿執筆等を委嘱した場合に限り30万円以内
- 非常勤の監事:監査料については1回につき20万円以内

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に支払われる報酬は、当該常勤役員に支給される年間報酬額を12ヶ月で割った月額をもって支給するものとし、毎月一定の日に支払うものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。
- 3 報酬の支払い方法については、職員給与規程を準用する。

(費用)

第6条 役員がその職務の遂行にあたって負担した費用について、本協会は請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員に対しては、公共交通機関利用時の運賃を通勤に要する通勤手当として支給することができる。

(公表)

第7条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、総会の議決を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附則

平成24年4月1日から施行する

改訂 平成28年4月1日